

【第5号議案】

認定NPO法人ポラーノ定款 新旧対照表（案）

変更前	変更後	備考
<p>第1章 総則</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市中区南吉島一丁目2番37号に置く。</p> <p>2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を広島県呉市広中新開二丁目6番37号、広島県広島市安佐南区相田一丁目6番26号、山口県山口市小郡下郷1437番地4 201号に置く。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市中区南吉島一丁目2番37号に置く。</p> <p>2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を広島県呉市広中新開二丁目6番37号、広島県広島市安佐南区<u>緑井三丁目10番28号</u>、山口県山口市小郡下郷<u>1437番地4-201号</u>に置く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従たる事務所（広島県広島市安佐南区）の移転によるため。 ・登記簿謄本に表記を合わせるため。
<p>第3章 会員</p> <p>(入会)</p> <p>第7条 会員は、この法人の設立趣旨及び目的に賛同し、事業に協力できるものでなければならない。</p> <p>2 会員として入会しようとするものは、正会員、準会員、賛助団体、賛助会員、特別協賛企業を問わず理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。</p> <p>3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>第3章 会員</p> <p>(入会)</p> <p>第7条 会員は、この法人の設立趣旨及び目的に賛同し、事業に協力できるものでなければならない。</p> <p>2 会員として入会しようとするものは、正会員、準会員、賛助団体、賛助会員、特別協賛企業を問わず理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。</p> <p>3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は<u>電磁的方法</u>をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電磁的方法の追加

<p>第5章 総 会</p> <p>(開催)</p> <p>第24条 通常総会は、毎年1回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。</p> <p>(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。</p>	<p>第5章 総 会</p> <p>(開催)</p> <p>第24条 通常総会は、毎年1回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。</p> <p>(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面<u>又は電磁的方法</u>をもって招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。</p>	<p>・電磁的方法の追加</p>
<p>(招集)</p> <p>第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p>	<p>(招集)</p> <p>第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p><u>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面<u>又は電磁的方法</u>をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</u></p>	<p>・電磁的方法の追加</p> <p>・体裁の整え</p>

<p>(表決権等)</p> <p>第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面<u>又は</u>電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。</p> <p>4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。</p>	<p>(表決権等)</p> <p>第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。</p> <p><u>2</u> やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面<u>若しくは</u>電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p><u>3</u> 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。</p> <p><u>4</u> 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。</p>	<p>・表記の統一のため</p> <p>・体裁の整え</p>
<p>(議事録)</p> <p>第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数(書面<u>若しくは</u>電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2人以上が署名<u>押印</u>しなければならない。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数(書面<u>若しくは</u>電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2人以上が署名<u>又は</u>記名押印しなければならない。</p>	<p>・記名押印の追加</p>

<p>3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 総会があつたものとみなされた事項の内容</p> <p>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</p> <p>(3) 総会の決議があつたものとみなされた日</p> <p>(4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名</p>	<p>3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 総会があつたものとみなされた事項の内容</p> <p>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</p> <p>(3) 総会の決議があつたものとみなされた日</p> <p>(4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名</p>	
<p>第6章 理事会 (開催)</p> <p>第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。</p> <p>(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。</p>	<p>第6章 理事会 (開催)</p> <p>第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面<u>又は電磁的方法</u>をもって招集の請求があつたとき。</p> <p>(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。</p>	<p>・電磁的方法の追加</p>

<p>(招集)</p> <p>第34条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から12日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。</p>	<p>(招集)</p> <p>第34条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から12日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面<u>又は電磁的方法</u>をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。</p>	<p>・電磁的方法の追加</p>
<p>(表決権等)</p> <p>第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。</p> <p>4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。</p>	<p>(表決権等)</p> <p>第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面<u>又は電磁的方法</u>をもって表決することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。</p> <p>4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。</p>	<p>・電磁的方法の追加</p> <p>・体裁の整え</p>

<p>(議事録)</p> <p>第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名<u>押印</u>しなければならない。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面<u>又は電磁的方法による</u>表決者にあっては、その旨を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名<u>又は記名押印</u>しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電磁的方法の追加 ・体裁の整え ・記名押印の追加
--	---	---

<p>第9章 公告の方法 (公告の方法)</p> <p>第53条 この法人の公告は、この法人の<u>掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</u></p>	<p>第9章 公告の方法 (公告の方法)</p> <p>第53条 この法人の公告は、この法人の<u>ホームページに掲示して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については官報に掲載して行う。</u></p>	<p>・公告方法の変更</p>
--	--	-----------------